

金融界初の成年後見法人 の設立

城南信用金庫
一般社団法人

名誉顧問

しんきん成年後見サポート理事長

吉原 毅

1. 城南信用金庫は社会貢献企業である

一にも公益事業、二にも公益事業、
ただ公益事業に尽くせ

創立者 加納久宜



徳川幕府八代将軍 徳川吉宗公のお側用人、
加納久通公を開祖とする加納藩の最後の藩主
子爵、帝国議会貴族院議員、鹿児島県知事
帝国農会初代会長、大日本産業組合中央会副会長
「地方自治の恩人」「明治の二宮尊徳」

2. 発足の経緯

- ・ 地域のお客様の高齢化が進展、判断能力が低下するお客様の増加
- ・ 預金の払い戻しに関する法的トラブルの増加、便宜扱い困難、預金凍結
「後見人をつけていただけないと、預金の払い戻しができません」
- ・ 一人暮らしの高齢者から財産管理を依頼される
「将来は、城南さんに、私の預金を全部預けるからよろしくね」
- ・ しかし、自金庫の預金を自金庫で管理するのは双方代理・利益相反
- ・ 成年後見制度について調べると、金融機関には信じられない「杜撰さ」
- ・ 金融機関こそが、高齢者の財産管理のために、役割を担うべきと確信
- ・ 「金融機関のチェックシステム・管理ノウハウ」を活用した法人設立を構想
- ・ 信用金庫のOBOGこそ「親身な対応+厳格な財産管理」で後見人には最適
- ・ 設立支援した兄弟会社に、SKサポート花巻、SKサポート沼津

3. 金融界初の成年後見法人を設立

- ・ 2014年、社会福祉に熱心な「さわやか信用金庫」にご相談に行く
- ・ 石井傳一郎名誉顧問（品川区名誉区民、品川社協会長）より快諾を得る
- ・ 品川区社会福祉協議会・品川成年後見センターの齋藤修一所長のご指導
- ・ 同センターは「品川モデル」と呼ばれ、全国的に有名
- ・ 品川区に店舗のある5信用金庫に呼び掛け、各理事長よりご賛同を得る
- ・ 2015年1月、金融機関初の成年後見法人として設立



4. 法定後見業務

- ・「品川区長による申立」 + 「品川区社会福祉協議会が後見監督人」 + 「しんきん成年後見サポートが後見人」が基本
- ・一部に「親族との複数後見」や「親族申し立てによる後見監督人のつかない単独後見」も
- ・特徴としては、個人ではなく、法人による後見
- ・訪問担当者は、男女2名（ソフトな対応、安全性、事故防止）
- ・例1）ご夫婦を同じ施設に居住するよう手配する（市役所と交渉）
- ・例2）自宅を売却して入院費を支払う（買手を探し、即決で融資対応）
- ・例3）遠隔地の姉に連絡し、久しぶりの対面を実現
- ・例4）緊急代理通報システムの設置、安全な暖房器具への買い替え、
- ・例5）永代供養手続・病院検査への同行
- ・実績（2024年9月末 累計 42件受任）

5. 任意後見業務

- ・一般の任意後見は、契約時から多額の手数料がかかる
- ・このため、ご契約に躊躇し、認知症が進んで間に合わないことも
- ・そこでS Kでは、サポートが必要になるまでは無料というサービスを開発
- ・親族がいる場合は、複数後見をお勧めし、S Kはバックアップを行う
- ・例1) 独居の方には、必ずお勧めする
- ・例2) お子様のいないご夫婦には、複数後見をお勧めする
- ・実績 (2024年9月末現在 累計 345件契約)



6. 死後事務委任業務

- ・ 死後事務委任とは、ご遺体引き取り、ご葬儀、納骨などを執り行うこと
- ・ S Kでは、ご契約者様に、宗教、宗派、業者、菩提寺、埋葬方法などについて予めご指定いただき、そのご遺志を尊重して執り行います
- ・ 葬儀当日は、S Kの担当者が葬儀場に数人参列し、ご住職の読経の後、お骨を拾い、お寺に納骨まで行います。
- ・ 実績（2024年9月末現在 累計 91件契約 17件履行）



7. 遺言執行業務

- ・遺言執行業務とは、公正証書遺言の執行事務を行うこと
- ・通常4カ月～6カ月程度までかかる
- ・実績（2024年9月末現在 累計 69件履行）



8. 家族信託作成支援業務

- ・ 家族信託とは、夫婦、親子など、家族や親族間で行う民事信託のこと
- ・ 後見制度は、①士業後見人の費用が高いこと、②家裁への報告事務など手数がかかること、③不動産賃貸業などに対応できないこと、から、家族信託の人気の高まっている。
- ・ 家族信託は、財産管理機能、資産承継機能があり、高齢者や障がい者の財産管理に有効
- ・ 目的を確実に実現するためのガバナンスの設計が必要であり、一つ一つがオーダーメイドのため、メガバンクなどの大手には対応が困難。
- ・ SKでは、2016年から取り扱いを開始して、信託の専門家を集めた組織づくりをして取り組んできた結果、件数内容ともに日本一の実績
- ・ 実績（2024年9月末現在 累計 666件）

9. 後見支援預金（金融機関）

- ・かつて後見制度においては、多額の預金を管理する場合、家裁からの指示により、預金の大半を「後見支援信託」に移動することを求められていた
- ・このため、全国の民間金融機関から、多額の預金の一部の信託銀行に流出し、預金者からは、なぜ店舗が少なく、取引が不自由な信託銀行に強制的に預け替えが行われるのかという疑問が利用者から寄せられていた
- ・これは、過去に全銀協が最高裁に対して、後見制度の支援預金はできないと回答してしまったために、信託が独占したという経緯が判明した
- ・そこで、SKでは、2016年7月週刊金融財政事情において、同サービスは預金でも可能と発表
- ・最高裁や日弁連、内閣府と連携し、従来の「後見支援信託」に併立・代替される新たな方策（「後見支援預金」）を提言
- ・同商品案は2017年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画に盛り込まれ、2018年3月より各信用金庫で取り扱いを開始した

10. 認知症後継続委任（金融機関）

- ・従来の預金払い出しの代理人サービス（委任契約）では、本人が認知症になり、判断能力が失われた時点で無効となる
- ・これに対して、継続委任契約とは、本人が認知症になった後も、認知症前に契約した委任契約が有効とする考え方
- ・死後事務委任契約をめぐる最高裁の判決も存在し、我妻栄先生の解説でも有効であるとされていることが判明したため、継続委任契約を金融界に提案
- ・2020年6月週刊金融財政事情に、成年後見に代替する金融サービスとして花巻信用金庫やアメリカで継続委任契約が行われていることを紹介
- ・翌年2月に全銀協はこれを認める見解を発表し、三菱UFJ銀行グループや城南信用金庫での新たな高齢者向けサービス開発につながった
- ・全ての金融機関でこれに対応すれば、700万人に及ぶとする認知症の問題の9割は解決すると考え、提唱している

1 1 . 法律・税務相談業務（提携先）

- ・高齢者、障がい者の財産管理、資産承継についての相談に応じていると、結果的に、ご家庭内の様々なお悩み、トラブル、疑問に対処し、解決せざるをえない。
- ・このため、城南信用金庫の何でも相談プラザ、顧問弁護士、顧問税理士、顧問司法書士、不動産業者などとの緊密な連携体制をとっている
- ・そして、金融業務の経験豊富で事務処理に詳しい信用金庫OBOGが幅広い分野について相談に乗り、さらに一歩踏み込んで、お客様の問題解決に取り組んでいる。